

# 社会福祉功労者厚生労働大臣表彰実施要領（抜粋）

## 第3 社会福祉事業従事者等の表彰

### 1 趣旨

この表彰は、社会福祉事業に永年従事している者であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

### 2 被表彰者の範囲

社会福祉事業の発展向上に顕著な功績があり、原則として過去において社会福祉事業功労者として都道府県知事等から表彰を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 社会福祉事業の従事者として、原則として過去20年以上にわたりその業務に精励し、現に在職しているもの。
- (2) 社会福祉事業関係団体の役員等として、原則として過去20年以上にわたり社会福祉事業の発展のために貢献し、現在なお活躍中のもの。

### 3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事等は、2に該当する者があるときは、原則として東京都においては8人以内を、その他の道府県においては6人以内を、指定都市においては5人以内を、中核市においては4人以内をそれぞれ推薦すること。
- (2) 2に該当する者で、過去において社会福祉事業従事者等として褒章条例による藍綬褒章若しくは黄綬褒章又は厚生労働大臣表彰、内閣府特命担当大臣表彰を受けたものは除くこと。
- (3) 推薦に当たっては、別紙様式3-1（2の（2）については別紙様式3-2）により厚生労働大臣表彰日現在でそれぞれ推薦調書を作成し、毎年6月30日までに推薦順位を決めた上で厚生労働大臣に提出すること。

### 4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省及びこども家庭庁に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

#### ア 厚生労働省

- 社会・援護局長
- 社会・援護局障害保健福祉部長
- 老健局長
- 社会・援護局総務課長
- 社会・援護局障害保健福祉部企画課長
- 老健局総務課長
- 大臣官房人事課長
- 大臣官房総務課長

#### イ こども家庭庁

- 成育局長
- 支援局長

成育局総務課長  
支援局総務課長  
長官官房総務課長